

## 啓発・情報提供等事業一覧（事業担当課：協働推進課）

	No.	重点	事業名	事業内容	備考
目標1	1	○	男女平等に関する各種情報の提供・発信	多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担意識を解消することを目指して、市民への啓発を積極的に進めます。	
	2		男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間を周知し、固定的な性別役割分担意識やジェンダーにとらわれず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。	男女共同参画週間： 6月23日～29日
	3		家庭内での男女平等意識の推進	夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を推進します。	
	10	○	性の多様性に関する理解の促進と当事者支援の推進	性の多様な在り方とそれを取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、東京都パートナーシップ宣誓制度の周知や性的少数者に対する支援を行います。	
目標2	12		DVの防止に向けた広報・啓発	重大な人権侵害でもある配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力の防止に向けて、広く意識啓発を行います。	
	13		若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	DVやデートDVに対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。	
	14	○	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止するための広報・啓発を行うとともに、被害の相談窓口についての周知を強化します。	
	16		メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進	メディアの多様化やスマートフォンの普及により、膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。市民が様々なメディアから発信される情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力（メディア・リテラシー）を身に付けることができるよう啓発を行います。	
	20		被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、保育園等関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	
26	○	あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発の推進	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報やホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対しても啓発を行っていきます。		

	No.	重点	事業名	事業内容	備考
目 標 3	41		ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する各種制度や多様な労働形態に関する情報を周知して、市民一人一人が自らの生き方について考え、実践することを支援します。	
	44		男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援	男性の育児休業取得の促進を図るとともに、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図るための啓発を行います。	
	46		地域活動における男女平等の啓発	地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、自治会、NPOなど地域活動の場において啓発活動を実施します。	
目 標 4	56		国際ガールズ・デーに連動したイベントの開催	世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場の再認識と理解促進を図るとともに、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。	国際ガールズ・デー：10月11日